

令和3年度〔下期分〕宅建協会会費納付のお礼とお知らせ

令和3年度宅建協会下期分会費をご納付いただき、ありがとうございました。口座振替手続き済みの方につきましては、先月29日、口座振替にて納付いただきました。

一部、引落しのできなかった方につきましては、12月27日(月)に再振替をさせていただきますので、前営業日24日(金)までにご指定口座へ入金をお願いします。また、請求書をお送りしている方につきましても、既に多くの方から納付いただいております。納付期日が今月末となっておりますので、納付がお済みでない方は、手数料をご負担の上、12月中にお振り込み下さいませよう、よろしくお願い致します。

年末年始休業のお知らせ

◆協会本部・兵庫宅建(株)

令和3年12月29日(水)～令和4年1月4日(火)
※不動産無料相談所は、12月24日(金)が年内最終日、年始は1月11日(火)からです

◆近畿レインズ IP 型システム休止期間

令和3年12月28日(火)～令和4年1月5日(水)
※FAQ デスクを含む全サービス休止
※現行システムは、12月27日(月)23時まで
新システムは、1月6日(木)7時から利用可能です
※たっけんクラウドとの連動は、12月26日(日)15時が年内最終でそれ以降に更新された情報は、1月6日(木)15時以降に反映されます

◆レインズ全国データベース

令和3年12月28日(火)～令和4年1月3日(月)

◆たっけんクラウド

・システムメンテナンスによる休止期間
なし ※緊急でメンテナンスを行う可能性はあります
・お問い合わせ窓口休業期間
令和3年12月28日(火)～令和4年1月3日(月)

子ども110番の店への登録をお願いします!

「子ども110番の店」は子ども達を犯罪者から守る為の制度です。
①下記申込書に必要事項をご記入のうえ、所属支部宛にご提出下さい。登録は、通りに面した店舗に限定しております。
②協力店名簿に掲載し、ステッカー、マニュアル、委嘱状を送付致します。

★過去に登録された方は再登録の必要はございません。

商号			
免許番号	知事・大臣 ()		号
代表者名			
所在地	〒		
電話/FAX	電話:		FAX:
所属支部			

兵庫県からのお知らせ

この度、兵庫県から、宅地建物取引業免許申請者の利便性を図るため、「宅地建物取引業者免許申請の手引き」を作成した旨、通知がありました。申請書の詳しい書き方、必要書類等、免許申請における必要事項が詳細に記載されております。新規、更新、変更等の手続きをされる場合は、この手引きに従い作成してください。

新手引き作成により、従来と届出事項が異なる場合がございます。支部又は県の指示に従い届出を行ってください。

新手引きにつきましては、協会ホームページまたは兵庫県ホームページにて、詳細をご確認願います。

●協会ホームページ (<http://www.htk.or.jp>)

①NEWS & TOPICS をご覧ください。
<http://www.htk.or.jp/topics/member/16584/>

②会員ページ内

→ 変更・退会・更新書式ダウンロード
→ ページ下部「更新時に必要な書類等」
→ 行政関連「2」免許申請の手引き
※閲覧には、ID、PW が必要です。(ID : hyoutaku, PW : 4018)

●兵庫県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks19/wd22_000000013.html

「第14回兵庫県不動産市況DI調査」の結果について

本年10月に実施されました「兵庫県不動産市況DI調査」の結果が公表されました。アンケートにお答えいただいた会員の皆様に、厚く御礼申し上げます。調査結果は、兵庫県不動産鑑定士協会のホームページ上で公開されております。

<https://www.hyokan.org/di>

宅地建物取引士証の有効期限を確認しましょう

宅地建物取引士証を更新するには

都道府県知事の指定する法定講習会を受講することが必要です。兵庫県知事に登録している更新対象者には、取引士証の期間満了日から約4～5ヶ月前頃に封書にて受講申込書を登録されている住所に送付します。
※住所等が変更されている場合は案内が届きませんので、必ず変更登録申請書を提出してください。

【国土交通省】

不動産特定共同事業 (FTK) の利活用促進ハンドブックについて

国土交通省において、本年7月に不動産特定共同事業 (FTK) の活用を更に促すための施策検討を目的としたハンドブック (事例集) を作成しておりますが、今般全宅連宛に周知の依頼がありましたのでお知らせいたします。詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/6924/>

【住宅金融支援機構】

旧住宅金融公庫融資賃貸住宅の賃貸借契約に係る制限事項について

平成18年度以前に旧住宅金融公庫にお借入れのお申込みをされて融資を受け、建設された賃貸住宅につきましては、融資金のご返済期間中、入居者と締結する賃貸借契約の内容に関する制限事項が定められております。これについて今般、住宅金融支援機構より、全宅連宛に周知の依頼がありましたのでお知らせいたします。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/6920/>